

『詩經』 豳風七月における「場」の意味について

増野 弘幸

『詩經』豳風七月篇は、古代の農民生活の様子を、その季節毎の動植物などと共に描き出した長編の農事詩であり、当時の農民生活を知る上で、大変貴重な資料と言える。『詩經』の他の詩の中にも、部分的に農民生活の様子を描いたものはあるが、この詩のように、農民に密着した観点でその年間生活を描いた詩は他には無いのである。

「七月流火」と天空の事よりうたい起こされるこの詩は、全八章のうち、第五章迄のかなりの部分が、例えば、

七月流火 七月流火

九月授衣 九月衣を授く (第一章)

七月鳴鴈 七月鳴鴈げまき

八月載績 八月載ち績す (第三章)

とあるように、まず自然の事柄を言い、後に人間の事柄を

言う順序で述べられている。これは自らも自然の一部として、四季の営みに十分な注意を払い、それに従順であろうとする古代人の心が示されていると言えよう。

本稿では、そのような「七月」の詩を理解する上で、特に第七章、第八章に見えている「場」の字が、非常に重要な意義を持っているのではないか、と言う事について論じてみたい。

一

「七月」の詩で「場」の字が見えている第七章、第八章は以下の如くである。

九月築場圃 九月場を圃に築き

十月納禾稼 十月禾稼を納る

黍稷重穆 黍 稷 重穆

禾麻菽麦 禾 麻 菽 麦

嗟我農夫 嗟我が農夫あゝ

我稼既同 我稼既に同まる

上入執宮功 上入して宮功を執れ

昼爾于茅 昼は爾于きて茅かれ

宵爾索綯 宵は爾索綯せよ

亟其乘屋 亟かに其れ屋に乗れ

其始播百穀 其れ始めて百穀を播せん

(第七章)

二之日鑿冰沖沖 二の日氷を鑿つこと沖沖たり

三之日納于凌陰 三の日凌陰に納る

四之日其蚤 四の日其れ蚤に

猷羔祭韭 羔を猷じ韭を祭る

九月肅霜 九月肅霜

十月滌場 十月場を滌ふ

朋酒斯饗 朋酒斯に饗し

曰殺羔羊 曰に羔羊を殺す

躋彼公堂 彼の公堂に躋り

称彼兕觥 彼の兕觥を称ぐ

万寿無疆 万寿疆り無けん

(第八章)

ここにある「場」について、毛伝、鄭箋では第七章で次のように説明している。

春夏為圃、秋冬為場。箋云、場圃同地耳。物生之時、耕治之、以種菜茹。至物尽成熟、築堅以為場。

即ち毛伝では、春夏に圃とし、秋冬に場とすると言い、鄭箋もこれを詳しく言って、場と圃とは同じ土地で、季節により耕して野菜を植えたり、つき固めて場としたりすると説明している。

この毛伝、鄭箋の「場圃」の説明について、孔穎達の疏では『周礼』載師の鄭玄注を引いて以下の如く理解している。

地官載師云、場圃任園地。注云、圃樹果蔬之属、季秋於中為場。樊圃謂之園。然則園者外畔藩籬之名。其内之地、種樹菜果則謂之圃。蹂踐禾稼則謂之場。故春夏為圃、秋冬為場。

ここでは、「圃」は畑や果樹園、「場」は脱穀場であると述べられている。このように、毛伝、鄭箋、孔疏ともに

「場」が脱穀を行なう所であると考えており、毛伝の説を鄭箋、孔疏が補強して具体的に述べる形になっている。

現代の注釈も、以上のような毛伝、鄭箋、孔疏の説明を継承して、「場」を「脱穀場」とするものが多く見られる。

例えば、中国では余冠英氏、袁梅氏が「場」は脱穀場を言々と説明されており、日本でも、第七章の「九月築場圃」と第八章の「十月滌場」を、高田真治氏は「九月には稲打ち場を田畝に造る」「十月には采打ち場を掃い清め」と解され、目加田誠氏は「九月場圃を打ち固め」「十月は取入れ跡を掃うて清め」と解釈されている。

しかしながら、こう言った解釈では、果して満足な農具が無かった時代に、春夏は畑に、秋冬はつき固めて脱穀場に、また春夏に掘り返して畑に：などを繰り返す事があったのであろうか、と言う疑問が起こる。⁽⁴⁾又、第八章では、章全体が収穫の儀礼について述べている中、例えば第八章の孔疏に、

洗器謂之滌、則淨義。故為埽也。在場之功畢、已入倉。故滌埽其場。

とあるように、単に「脱穀場を掃く」とだけ解してよいの

であろうか。この解釈だけでは、次の句の「二樽の酒と羊の犠牲を供える」とのつながりも不自然に思えるのである。

二

次に、「七月」の「場」について中国古来の注釈では、どのように解されて来たかを見てゆきたい。

この「場」に関する解釈として、とりあえず目に付くのは、北宋では王安石、蘇轍、南宋では王質、朱熹の説である。

王安石は『詩義』巻第八の中で次のように言っている。

築場圃者、以無曠土、故築場于圃地。此之謂地無遺利。方其為圃、則種果蔬之屬、及其納禾種。然後為場焉。豈非地無遺利乎。
(第七章)

即ち「築場圃」とは、広い土地が無い為に稲打ち場を畑に築くのであり、効率の良い土地利用である、として「場」が「脱穀場」の意であると述べる。

蘇轍も、その著『詩集伝』巻八の中で、「築場圃」について、次のように説明している。

春夏為圃、秋冬為場。故須築以待納禾稼。(第七章)

これも、毛伝、鄭箋、孔疏の解釈を引き継いだもので、秋冬には場を築いて收穫物を納れる事に備えなければならぬ、として「場」を「脱穀場」若しくは「集積場」と述べているのである。

王質は『詩繪聞』卷八で次のように言っている。

場圃、植果蔬之地。擣之使堅。恐果蔬之株為風所拔也。

(第七章)

滌、猶言刷。(中略)冬禾收尽、則滌禾場、以待来年之
扑。(第八章)

この王質の説明では、「場圃」は実なる木を植える所で、これをつき固めて堅くするのは、木が風によって抜けてしまう事を警戒した為であり、又、冬に稲を收穫し終わったならば、稲打ち場を掃き清めて、来年の稲打ちを待つ、と述べられている。第七章の方で「場圃」を果樹園ととらえて、その地面をつき固めるとするのに対し、第八章では「場」を「脱穀場」として、それ迄の注釈のように第七章、第八章の「場」を同一のものとはしていない。従っ

て、第八章での「脱穀場」は独立したものであって、畑↓脱穀場↓畑のサイクルを考えていない事になり、従来の理解とはかなり異なったものであると言える。

朱熹は『詩集伝』卷八で、毛伝、鄭箋、孔疏の理解を受け継いで次のように述べている。

場圃、同地。物生之時、則耕治以為圃、而種菜茹。物成之際、則築堅之以為場、而納禾稼。蓋自田而納之於場也。

(第七章)

滌場者、農事畢而掃場地也。

(第八章)

この注では、第七章で、收穫物を周辺の田より「場」に入れるのではないかと、従来の注釈より具体的な指摘をしている。

明代では、胡広の『詩伝大全』が朱熹の説に従い、何楷の『詩経世本古義』が毛伝、鄭箋、孔疏に従って、特に従来の説と異なった見解は提示されていない。

清代になると、陳奐が『詩毛氏伝疏』卷十五で、毛伝に従いながら以下のように言っている。

説文、場、治穀田也。東方未明伝、圃、菜園也。場圃連

言、伝乃先积圃、後积場。春夏之圃、至秋冬作場、以治穀。是謂之築場圃。伝依経義言也。箋云、場圃同地。自物生之時、耕治之、以種菜茹、至物尽成就、築以為場。序官場人注云、場築地為墀。季秋除圃中為之。並与伝義合。

説文、滌、洒也。埽洒同義。築場在九月、埽場則在十月也。

(第七章)

ここでは『詩経』齊風東方未明の詩の毛伝によって「圃」の説明を行ない、毛伝における「場」と「圃」の解釈の順について言い、鄭箋について『周礼』場人の鄭玄注と併せて毛伝の義に同じであるとしている。

以上のように中国の伝統的注釈では、「場」の字を、単に「脱穀場」と解釈するものが殆んどである。

三

それでは、「場」という字が何如なる意味を持っているのかについて考えてみたい。

『説文解字』第十三篇下によれば、「場」の字について次のように説明されている。

祭神道也。一曰、山田不耕者。一曰、治穀田也。

即ち、まず第一義として「神を祭る道」とあって、その後「山田の耕さぬもの」「脱穀をする田」と言う意味が来ている。

従来、「七月」における「場」の字は、これ迄述べて来たように、『説文解字』における第三義の「治穀田也」即ち「脱穀をする田」の意味に解され、秋に田畑をつき固めて脱穀場にするのである、と説明されて来た。又、前出『説文解字』の「一曰、治穀田也」の部分の段玉裁の注にも、「七月」第七章の「九月築場圃」とその毛伝、鄭箋が引かれている。

ここで第一義としての「神を祭る道」について見ると、同じく『説文解字』十三篇下の「壇」の段注に以下のように述べられている。

祭法注、封土曰壇、除地曰墀。(中略)師古曰、築土為壇、除地為場。按墀即場也。為場而後壇之。壇之前、又必除地為場、以為祭神道。故壇場必連言之。

これによれば、「神を祭る道」とは、祭壇を設ける為に、きれいにはらった所を言うのである。従って「場」は「祭

祀の行なわれる所」を意味すると言える。

本稿では「七月」の「場」が、『説文解字』の第一義としての「祭祀の行なわれる所」と言う意味で用いられているのではないか、について考察してゆきたい。そのように理解するならば、「七月」の「場」は、単なる脱穀場ではなく、収穫の儀礼を行なう所と言う事になり、本稿第一段末における第七章、第八章の疑問も解決出来るように思えるからである。

そこで「祭祀の行なわれる所」としての「場」の字の用例について以下で考察してみたい。まず、前出『説文解字』「場」字の「祭神道也」と言う説解について、段玉裁は『玉篇』に引用される『国語』を引いている。

玉篇引国語、屏撰之位曰壇、壇之所除地曰場。

通行本の『玉篇』巻第二では「曰壇」の部分が「曰場」となっているが、段玉裁はこれを誤りとしている。この『玉篇』が引く『国語』の意味は、「屏撰の位を壇と言ひ、壇を設ける為にきれいはらった所を場と言ふ」となる。ここでの「屏撰」とは、尊卑を分別して祭祀の位を示すものであり、そのような祭壇を設ける為にきれいにした所が

「場」である、と言う事になるのである。

この部分、通行本の『国語』楚語下の本文と韋昭の注では、次のようになっている。

屏撰之位、壇場之所。

〔韋昭注〕除地曰場。

この韋昭の注では、きれいはらった土地を「場」と言うようになっており、こちらも同様の事を言っているのである。この本文と韋昭注は、『説文解字』「壇」字の段注に引用されている。段注が「場」字にはこちらを用いず、『玉篇』所引の『国語』を用いたのは、「壇」と「場」の持つ意味について明確な説明がなされており、その区別をはっきりさせておきたからであろう。

『周礼』巻第十七春官宗伯の序官部分の賈公彦の疏には、前出の『国語』の本文を引いて以下の如く述べている。

壇場之所者、孔云、去廟為祧、去祧為壇、去壇為墀。孔又云、場祭道神。

ここでの「孔云」とは、恐らく今は亡われた晋の孔晁の注

ではないかと思われるが、この孔注では「廟をとれば祧となり、祧をとれば壇となり、壇をとれば墀となる」と言い、又、「場は道神を祭ったものである」と言っている。ここで「祧」とは、天子が遷主を蔽めた廟であり、「墀」は、前出『説文解字』「壇」字の段注で述べられているように、「場」にも通ずる、神を祭る為に掃き清められた郊外の地の意味である。この注における「場」の理解は、道神を祭った所を「場」とするのであって、「壇」とも併わせて、祭祀を行なう神聖な場所を指す、と説明していると言えよう。

『汲冢周書』巻第四克殷解の本文と孔晁の注では、次のように述べられている。

乃出場于厥軍。

〔孔晁注〕場、平治社、以及宮。

この部分の孔晁の注では、「場は社を穩やかに治め、それを宮廷にも及ぼすのである」となっている。これも「場」が祭祀に関係がある事を示しているものと言える。

『孟子』滕文公上の本文及び趙岐の注、孫奭の疏では以下の如くになっている。

築室於場。

〔趙岐注〕場、孔子家上祭祀壇場也。

〔孫奭疏〕築室於孔子家上之壇。

即ち趙注、孫疏によれば、本文は「居室を孔子の墓の壇のある場所に築く」と説明されている。特に趙注では、「場」が墓に造られた祭壇の所を言う、と述べられており、やはり「場」が祭祀に関連している事を言っているのである。

現在の「場」字の解釈でも、藤堂明保氏は、「七月」の「場圃」を「脱穀場」と解されているが、第一義として「祭祀の壇場」を掲げられ、土を盛って平坦にした所を言う、と述べておられ、又、白川静氏は、玉による魂振りの儀礼の行なわれるところが「場」である、とされ、さらに前出第二段の陳奭の注の第七章部分にも引用されている『周礼』巻第九地官司徒の序官場人の鄭玄注を引用され、次の如くに述べられている。

おそらく古くは田中や圃中に、神に供する場を設けたことがあり、そのなごりを存するものであろう。場とは

もと神靈を迎えるところで、いわゆる「祭の場」であつた。⁽⁷⁾

この事は、「七月」の「場」の解釈にも大きな関係を持つと言えよう。

以上の如く見て来ると、「場」には、地面をはらって、さら地のようにする意味があり、その上に土を盛って祭壇を設ける事が古来より言われており、「場」は祭祀に大変関係のある字と言える。従つて「七月」第七章の「築場圃」の場合、祭祀、即ち收穫祭を行なう「場」を設ける所が「圃」であると考えられるのである。

四

このように、田畑の中に祭壇を設けて神を祀り收穫祭を行なう例を、文化人類学や民俗学に求めてみると、多少形態は異なつてはいるが類似したものが数多く見られる。

宇野円空氏のマレーシアの例によれば、スマトラのカロパタク人は、刈入れ第一日目の稲供養で、田の真中の祭田に供物を捧げ饗宴を行なつて刈入れを開始する。⁽⁸⁾パダン川では、刈入れ終了後、刈田に米飯等を持ち寄り、水牛等を屠つて饗宴を行ない歌舞の娯楽を催す。⁽⁹⁾ジャワ島に近いサヴ島人は、田の真中に要石を置き、刈入れの時にも豚を屠

つて供える。⁽¹⁰⁾セレベス諸民族の中には、刈入れ前に母稲を摘み田の中に祭壇を構えて安置する種族がある。⁽¹¹⁾

このように、收穫時に祭壇又はそれに類したものを田畑の中に設け、儀礼を行なう例がここに掲げた以外にもいくつも見られるのである。

さらに宇野氏は、收穫儀礼も含めた耕作儀礼について、田畑耕地で行なうのが当然の傾向である、と述べておられる。⁽¹²⁾

このような例は、古代中国の習俗を考える上での参考となるものであるが、日本の收穫祭が神社に吸収され変化していったのに対し、古い時代の形態をよく伝えていっているのである。

日本でも、北見俊夫氏は、奄美大島本島一帯の收穫儀礼の最後の行事であるドンガについて、南島諸誌を引かれ、ドンガには田に小屋を立てて田の神を祭つたとあり、收穫感謝の最後の祭であつたらうとされる。⁽¹³⁾大林太良氏は、琉球地方の習俗で、刈り取つた稲を山形に積み上げたイネマズンに旧正月の種取の夜、クバの葉をしき紅白の餅を供えると述べておられる。⁽¹⁴⁾

本土でも、竹田聴州氏によれば、田の畔の刈り稲の乾燥用地が稲場で、刈り稲を高く円錐形に積み上げた稲積が置

かれ、これが本来田ノ神への神供で、稲場が祭場であったと説明されており、平山敏治郎氏も、刈上げ祭は元來田の端であるのが古格であり、稲村が祭場ではなかったか、と推測しておられる。

以上のように、いくつかの文化人類学、民俗学上の収穫儀礼の例で、「七月」の詩の「場」と関連があると思われるものを見て来たが、収穫の儀礼を行なうに際し、田畑の中に祭壇又はそれに類似したものを設け、犠牲や供物を捧げ、神に収穫を感謝し、來年の豊作を祈ると言った形態が、古くは多く見られたと言えるであらう。

五

フランスのマルセル・グラネーは、『支那古代の祭礼と歌謡』の中で次のように述べている。農事が終わり、來年の豊穰を祈念する八蜡の祭が『礼記』月令では十月にあり、この儀式では大饗宴が行なわれ、人々はたらふく食べ且つ飲み、一國の人が皆狂った如くになり、宇宙万物への感謝祭が営まれた。「七月」第七章、第八章も、この事を叙したものであり、人々は稲打ち場を清め、酒を供え、子羊を犠牲とし、犀の角を盃として酒を呑み、健康を祝福しあい、饗宴が進むにつれて今までの仕事を日々を歌ったものである、と。

以上のグラネーの意見は、「七月」第七章、第八章の解釈において祭祀儀礼を前面に推し出した点で注目される。この事は、「七月」の「場」字を理解する上で重要な意味を持っているのである。

そこで、今迄の事を考え併せて、「七月」第七章の「築場圃」の意味を考察するならば、「場を圃に築く」と読んで、「九月に、來たるべき十月の収穫祭に備えて神を祭る場所を築く」と解釈する方が、より自然であり、妥当性がある。

このように理解するならば、第七章の最後の句「亟其乘屋、其始播百穀」の鄭箋、

其始播百穀、謂祈來年百穀于公社。

即ち「來年の豊穰を國の社に祈るを言う」にも通じる事になる。

又、同じ章の「十月納禾稼」の句の「納」についても、從來例えば前出蘇轍の注のように単に「場に入れる」とするものと、鄭箋の、

納、内也。治於場、而内之困倉也。

のように「倉に入れる」とする二種類の解釈があったが、「場」を「神を祭る所」と考えるならば、「場に入れて祭壇に供える」と解釈出来よう。

次に第八章の「十月滌場」においても、「脱穀場を清掃する」としたのでは、全体として祭祀を中心とする第八章の流れから浮き上がってしまふ。それ故、この句を收穫の祭りが始まる前に「神を祭る場所」を掃き清める、と理解すれば、第八章全体の意味にも合致する。

さらに次の句「朋酒斯饗、曰殺羔羊」も宴会の様子と言うよりは、むしろ收穫祭で祭壇に供物として、二樽の酒と羊の犠牲を捧げ、神に感謝の意を示すと共に、来年の豊稔を祈願する、と考えられる。

そして最後の部分「躋彼公堂、称彼兕觥、万寿无疆」についても、「場」で祭祀を行なった後、「公堂」に登り饗宴を行なう、と解釈すれば第八章全体の内容の順序もよく通じるようになる。

以上の事から、『詩経』豳風七月の「場」は、当時の農業習俗における收穫儀礼と密接な関係があり、その持つ意味は、「祭祀の祭壇が設けられた場所」に他ならないであろう。こうした点から、「場」の字が「七月」の解釈の上

で持つ意義は、非常に大きなものと言えよう。

注

(1) 余冠英著『詩経選』(一九七九年、人民文学出版社)一五七頁、注の四八、袁梅著『詩経訳注(国風部分)』(一九八三年、齐鲁书社)三八九頁、注の九一参照。

(2) 高田真治著『詩経』(上)漢詩大系第一卷(昭和四十一年、集英社)五四〇、五四二頁。

(3) 目加田誠著『定本詩経訳注』(上)目加田誠著作集第二卷(昭和五十七年、龍溪書舎)三〇一〜三〇二頁。

(4) ここで場所としては大きく隔っているが、広東省の離島、海南島における脱穀場について見ておきたい。この島は民族学上、古い中国南部の生活形態を色濃く残しているからである。一九三七年のドイツ民族学者H・スチューベル氏の調査では、海南島黎族の白沙峒黎は、畑か村で稲を乾燥させ、家の支闕前で時々少しずつ婦人が足で踏んで脱穀する(H・スチューベル著、平野義太郎編、清水三男訳『海南島民族誌―南支那民族研究への一寄与―』(昭和十八年、歎徳書房)七七〜七八頁)。

又、昭和十七年の尾高邦雄氏の調査では、黎族は收穫した稲を束にして部落内に運び、乾燥後、乾燥場の一隅や住家の背戸で筵や藁の上に並べ脱穀している(尾高邦雄著『海南島黎族の經濟組織』(昭和十九年、海南海軍特務部)五六頁)。この二例では、黎族は田とは別の場所脱穀を行なっており、田畑をつき固めて脱穀する事はしていない。このような南方の習俗を「七月」の舞台としてそのままではめる訳には行かないが、ある

程度の参考にはなるように思われる。

- (5) 『四庫全書総目』巻五十一の『国語補音』の項に「自漢以来、注国語者、凡賈逵、王肃、虞翻、唐固、韋昭、孔晁六家」とある。

- (6) 藤堂明保著『漢字の語源研究—上古漢語の単語家族の研究』(昭和三十八年、学燈社) 三四四頁。

- (7) 白川静著『字統』(一九八四年、平凡社) 四五九頁。

- (8) 宇野円空著『マライシヤに於ける稲米儀礼』『東洋文庫論叢』第二十八(昭和十六年、東洋文庫) 三三三～三三四頁、事例二五〇。

- (9) 宇野著前掲書、三四五頁、事例二五七。

- (10) 宇野著前掲書、三六〇～三六二頁、事例二六七。

- (11) 宇野円空著「斎穂と斎田の諸形式」論集日本文化の起源第三巻『民族学Ⅰ』所収(昭和四十六年、平凡社) 四八二～四八三頁。

- (12) 前掲『マライシヤに於ける稲米儀礼』六七五頁。

- (13) 北見俊夫著『奄美 年中儀礼』日本民俗学大系第十二巻、『奄美沖繩の民俗、比較民族学的諸問題』所収(昭和五十一年、平凡社) 三〇～三一頁。

- (14) 大林太良著「穗落神—日本の穀物起源伝承の一形式について」『東洋文化研究所紀要』三三所収(一九六四年) 六二頁。

- (15) 竹田聴州著「神の表象と祭場」日本民俗学大系第八巻、『信仰と民俗』所収(昭五十一年、平凡社) 一七六頁。

- (16) 平山敏治郎著『歳時習俗考』(一九八四年、法政大学出版局) 七二頁。

- (17) マルセル・グラネー著、内田智雄訳『支那古代の祭礼と歌謡』(昭和十三年、弘文堂書房) 二五〇～二五四頁、八一頁。